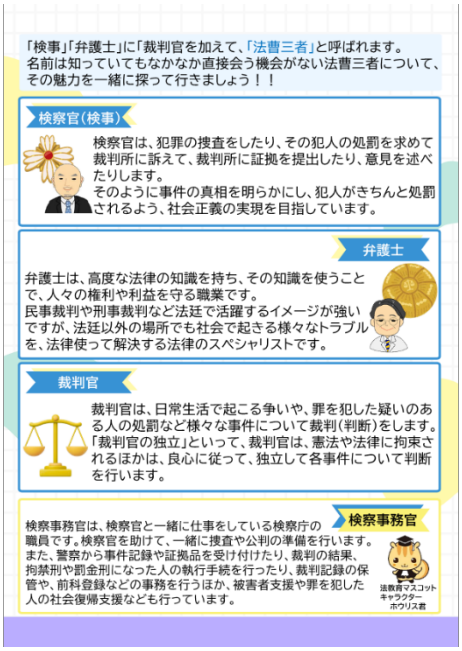
トークイベント「検事・弁護士をもっと知ろう@龍雲中学校」を開催しました！



　１０月２３日（金）に、高松市立龍雲中学校の中学生に対し、検事と弁護士によるトークイベントを開催しました。

　このイベントは、検事や弁護士がそれぞれの仕事の魅力や役割を伝えることによって、参加した中学生に、普段関わらないであろう検事や弁護士がどんなことを考えて仕事を行っているのかについて興味をもってもらうことのほか、身の回りで起こる出来事に法律がどのように影響するのかといったことを知ってもらうことを目的に実施したものです。



　今回のイベントには、同中学校２～３年生１０名の生徒さんがご参加くださいました。

　生徒の皆さんは、検事や弁護士という言葉は聞いたことがあっても、どんなことをやっているのかは知らない方が多いのではないかと考えましたので、あらかじめ、法曹三者「裁判官、検事、弁護士」について記載したチラシを配布した上で開催することとしました。

今回のイベントは、最初に弁護士の魅力について、現役の弁護士にご紹介いただき、続いて検事の魅力を当庁総務部長検事から、最後に、人事担当の検察事務官からは、検察事務官の仕事についてご紹介させていただきました。



検察官の仕事の魅力紹介の中では、警察と検察庁（検事）の違いについて説明させていただきましたが、生徒の皆さんは、検事だけが事件を起訴するか（裁判にかけるか）、不起訴にするか（裁判にかけないか）を判断する権限を持つということは初めて知るようで、なるほどといった感じにうなずいていました。

また、生徒さんたちが普段ニュースなどで接するであろう闇バイトを例に、その行為が罰せられることがあるかどうかのクイズを出させていただき、闇バイトに接することのないように注意喚起させていただきましたが、生徒の皆さんは、クイズで出したような例が闇バイトにあたって罰せられることがあるということはすでによく理解されているようでした。



その後、検察事務官が、検事の仕事を支えるため、検察庁の中で様々な事務、例えば、証拠品を壊さないように大事に保管・管理していることや、裁判で刑が決まった人の刑を執行するため、その人に手錠をかけた状態で刑務所などに連れて行くような仕事もしていること、また、一般的な組織の事務である総務

や会計などの事務を担当していることなどをご説明させていただきましたが、その際も興味深く聞いていただけたものと思います。

最後には、検事、弁護士、検察事務官への質問を受けましたが、「起訴、不起訴を判断する基準はなんですか。」、「前科の有無が判断に影響しますか。」、「不起訴（起訴猶予）になっても前科になるんですか。」など検察官の起訴や不起訴の権限の話に対する突っ込んだ質問があったため、イベントで説明させていただいた検事の仕事の内容にも興味をもっていただけたものと感じています。

イベント後のアンケートでは、「ニュースでなんとなく聞いていた言葉の意味が分かった。」「裁判について興味が持てたし、参加してみて話が面白かった。」などの感想をいただいたため、少しでも検事や弁護士を身近に感じていただけたものと思います。

今回のイベントを通じて、検事や弁護士を身近に感じ、その職務への理解を深めていただけたのであれば、とてもうれしく思います。